

平成 27 年度第 9 回 (第 144 回)

隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開 会 日 時 平成 27 年 12 月 18 日 9 時 30 分
2. 開 催 場 所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出 席 委 員 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文、山本和博
4. 欠 席 委 員 なし
5. その他出席者 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進
6. 開 会 宣 言 委員長より開会宣言をする。
7. 付 議 事 件
 - 報告第 1 号 教育長報告
 - 報告第 2 号 隠岐の島町学校給食費滞納取扱要綱の廃止について
 - 報告第 3 号 社会教育の振興に関する提言について
(追 加)
 - 選挙第 1 号 隠岐の島町教育委員会委員長の選挙について
 - 指定第 1 号 隠岐の島町教育委員会委員長職務代理者の指定について
 - 議 第 1 号 隠岐の島町学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定について
 - 議 第 2 号 隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例施行規則一部改正について

8. 議事の概要

○報告第 1 号 教育長報告

委 員 長：報告第 1 号を上程します。
(教育長より説明)

◎全員了承した。

○報告第 2 号 隠岐の島町学校給食費等滞納取扱要綱の廃止について
(総務学校教育課長より説明)

◎全員了承した。

○報告第 3 号 社会教育の振興に関する提言について (追加)
(生涯学習課長より説明)

秋庭委員：この中で社会教育関係団体とありますが、こういった団体をイメージしておられますか。

中林課長：従来の青年団・婦人会・老人会のみならず、社会教育関係という事で広く考えています。

教 育 長：この提言については、この間の公民館運営審議会でも検討をしました。中央公民館・地区公民館・分館でそれぞれの役割を認識して、事業を進めていきたいと考えます。

野津委員：この提言を取り入れることは、大変難しいことですが、うまく活用することが大事です。例えば、地区の皆さんもそれぞれ考えをお持ちですので、そういった一人一人の声が届くような方法なども考えていただければと思います。

委 員 長：人材育成が大事であると提言にありますが、どのように人材育成を進めていく考えですか。

中林課長：まず教育委員会職員のスキルアップが大事であると考えます。社会教育関係の研修会講習会への参加はもとよりですが、今後は研修会も積極的に開催したと考えています。社会教育に携わったOBの方がたくさんおられますので、そういった方々に講師をお願いして、公民館と連携しながら研修会を増やしていきたいと考えています。

◎全員了承した。

○選挙第1号 隠岐の島町教育委員会委員長の選挙について

委 員 長：選挙第1号を上程します。事務局の説明を求めます。

八幡課長：平成27年12月31日をもって、委員長の任期が満了となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項及び第2項の場合において、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び旧隠岐の島町教育委員会会議規則第2条の規定により教育委員会委員長の選挙を行うこととなります。本日は全委員の出席をいただいておりますので、委員長の選挙は会議規則第2条第1項の投票又は第2項の指名推薦の方法のいずれかをお願いしたいと思っております。

委 員 長：委員長選挙は、投票又は指名推薦の方法によることとなっておりますが、いかがですか意見を求めます。

大津委員：異存が無ければ、指名推薦させていただきたいと思っております。

委 員 長：ただ今、指名推薦という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

各 委 員：（異議なし）

委 員 長：異議なしと認め、委員長選挙は指名推薦とします。

大津委員：秋庭委員を委員長に指名推薦します。

委 員 長：ただ今、秋庭委員を委員長に指名推薦する意見が出ましたが、異議ありませんか。

全 委 員:全員一致で異議なし。

委 員 長:異議なしと認め、秋庭委員を委員長とします。

○指定第1号 隠岐の島町教育委員会委員長職務代理者の指定について

委 員 長:指定第1号を上程します。事務局の説明を求めます。

八幡課長: 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項及び第2項の場合において、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、教育委員会が委員長職務代理者を指定することとなっています。

隠岐の島町教育委員会会議規則第3条の規定により委員長選挙と同様の投票又は指名推薦の方法のいずれかをお願いしたいと思います。

委 員 長:委員長職務代理者の指定は、投票又は指名推薦の方法によることとなっていますが、いかがするか意見を求めます。

大津委員:指名推薦の方法でお願いします。

委 員 長:ただ今、指名推薦という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

各 委 員:(異議なし)

委 員 長:異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は指名推薦とします。

大津委員:野津委員を委員長職務代理者に指名推薦します。

委 員 長:野津委員を委員長職務代理者に指名推薦する意見が出ましたが、異議ありませんか。

全 委 員:全員一致で異議なし。

委 員 長:異議なしと認め、野津委員を委員長職務代理者に指定します。

○議 第1号 隠岐の島町学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定について
(総務学校教育課長より説明)

野津委員: 第5条で給食を食べないと減額することができるとありますが、今日休んだから減額するという事ではないですね。なにかルールがありますか。

八幡課長: H22年度に取り決めをしています。2週間前の金曜日までに連絡していただくことになっています。これは、食材の購入を2週間前にまとめて行っているからです。また、1日ではなく複数の日数でなければ減額いたしません。ただ、インフルエンザやそれによる学級閉鎖などに関しては減額いたします。

大津委員: 第4条の3項に保護者等とありますが、どんなケースがありますか。

八幡課長: 例えば、親子活動等で学校にて一緒に給食を食べる場合等があります。

委 員 長: 急な来客や保護者が給食を食べたいと申し出たとき、それは2、3日前では

無理なのでしょうか。

八幡課長：基本は給食の申し込みは2週間前ですが、少量の2，3人前であれば対応することも可能です。

秋庭委員：第6条で期限を定めた督促状とありますが、どのくらいの期限を考えていますか。

八幡課長：今、2週間を期限として考えています。

秋庭委員：延滞金は付かないわけですね。

八幡課長：本来延滞金はありますが、今回は水道料と同じ取り扱いとなります。現在水道料に関して延滞金は徴収しておりませんので、給食費も徴収は致しません。

野津委員：滞納の人数は今どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

八幡課長：現在14名です。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第2号 隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について
(総務学校教育課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

委員長：以上で議案の審議を終了いたします。

9. 課長報告

○町立小中学校規模適正化検討委員会の状況について

○平成28年立志式の日程について

10. その他

11. 協議事項

○平成27年度第10回(第145回)教育委員会の開催について

・・・平成28年1月26日(火)9:30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成 27 年 12 月 18 日

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成 28 年 1 月 26 日

隠岐の島町教育委員会

委員長 武田 浩志

